

貞丈雜記

九上

73
6592
17



伊勢平蔵貞丈先生著述

貞丈雜記 第三帙

東都書林 文溪堂發行

三上於菟
二二二
工口

貞丈雜記卷之九

書札之部

- 一 三真相應之事
- 一 心相の文之事
- 一 拾文上包紙より之事 ニテ案
- 一 小文禮紙之事 圖
- 一 結状之事 圖
- 一 法内書法教書 圖
- 一 奉書之事
- 一 式の立文之事 圖
- 一 上卷之事
- 一 禮紙之事 ニテ案
- 一 小文の事
- 一 脇文之事 圖
- 一 小文の法内書
- 一 法下文之事

雜記九

目一

- 勘文の事
- 廻状書
- 七枚起請
- 真名草名
- 箱曲お上書 因
- 貴合の状目録木の事
- 今阿の手紙 并 片苗字
- 小紙名
- 寺戴冬文字の事
- 香奠香典
- 散状の事
- 起請久野文状
- 判花押等の事 因 五ヶ条
- 二字をなす 并 名博の事
- 文書消息 一書以上
- 目録の事 七ヶ条
- 書状宛所
- 合點 元書
- 早一花よこの事
- 目録諸白と書る

- 祝著の事
- 關字の事
- 進物上包書法
- 奥題轉進物目録
- 之色目録別儀目録
- 壁書の事
- 位署書の事
- 封状 披露状
- 歩封書 服封
- 起請徳の事
- 曾我流書札法
- 申状初着状二着状お
- 太刀目録書
- 目録料紙の事
- 馬代目録書法
- 過書の事
- 候の字
- 内封状
- 徳文手紙の事
- 著列

- 封入之事
- 出家之服付
- 返書之習文字
- 出家之宛所
- 教書之外題
- 乞索歷狀
- 歩渡引後引付
- 一書合啓一草合啓
- 自身之事の字付
- 状之止所七段
- 上所服付重言之事
- 女房ちりし
- 弓征矢弓二張目録書法
- 硯水氷とぬ法
- 白状と急状
- 公帖之事
- 上所之事
- 宣旨の意の文字
- 除重之文字
- 上之之事

- 肩書の中書
- 右尊之事
- 下馬札之始
- 公事文
- 封入紙付之事
- 裏書之事
- 目出度くくのもの
- 進物類の部
- 七献之引出物之事
- 城殿包之事
- 目録の同答
- 安堵之事
- 書札付の通之事
- 勘合之事
- 押紙掛紙
- 口づきの状
- 式之引出物之事
- 進物よりの部

- 美物の事
- 荒物 荒巻
- 進物 忌の御
- 馬代の事
- 進物 小袖の事
- 馬進物 引添の事
- 太刀馬進上
- 干鯛進物
- 以上
- 進物 水引 結紐
- うい 変 笹の葉
- 真海川の事
- 金襴付巻
- 弓 征矢 弦進物
- 纏頭 腰差の事
- 水引 紅白の事
- 舞引 出の古物

實文雜記卷之九

門人
 伊勢貞友
 千賀春城
 岡田光大
 校 同

書札之部

一 書札は三志ん相應とふる所あり三志んハ三真之文言を真モシト

はりし文言のりも 文字を真モシトふるモシト

真マコトトふるモシト 此三志の抄アテるを三志んおモシ應モシとモシい

揃キリはぎれハ相應モシとふるモシト 行草キヤウソウも心を用ひモシて

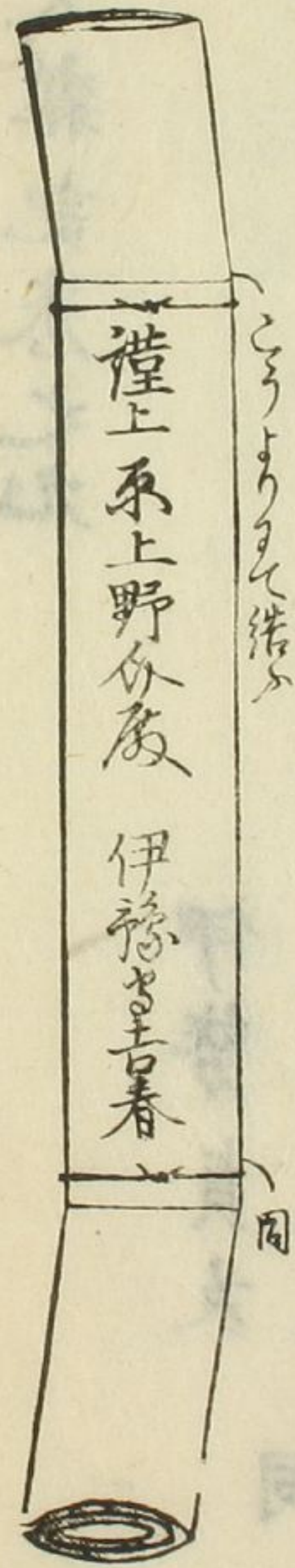
應モシとふるモシトあり

明月記云七月一日
早且窈窕等名早
書載禮紙在裏紙
副書狀以施立文之
奉二品云々

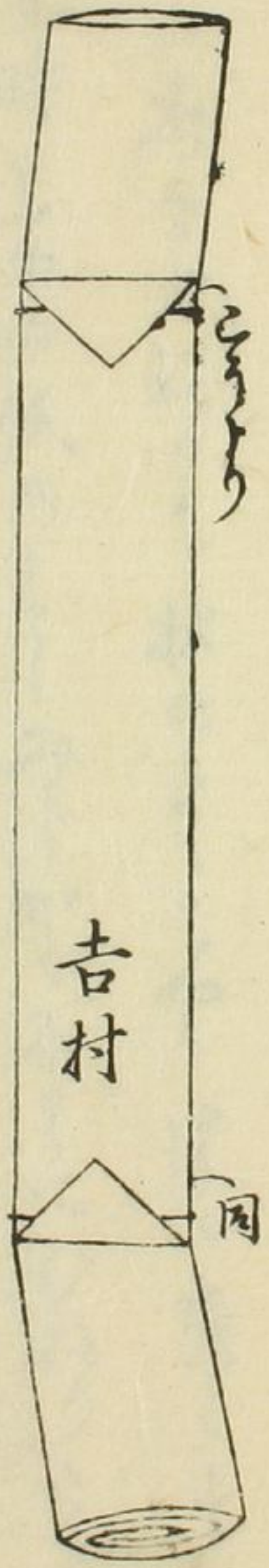
書札条云杉原
一重上卷横一枚ヲ
立文ト云是ハ本式
書狀也年頭等ニ
如此

堅文ノ上下ヲ
紙ヨリニテ結
ヲ取替捨ト云

表



シキタテブニ
一式の立文と云ハハひ移りぞ
て書くべきを禮紙と云扱礼紙の上を又白紙と包て
包紙の上下を正状より餘りかをまぢのひ子丸へありき
右へ折て扱うるの方へ折るは禮紙の謹上書の時ハ
謹上 状と別の紙を用ひ進上書の時ハ 上輩ハ
あり 友紙を用 進上あり 友紙を用
ゆると友紙ハ状と同紙之又謹上進上と書くは
あつた封メをわぢ謹上も進上もかぬ状ハ封メを
メ 以て書く表巻捨箱丸のごとく

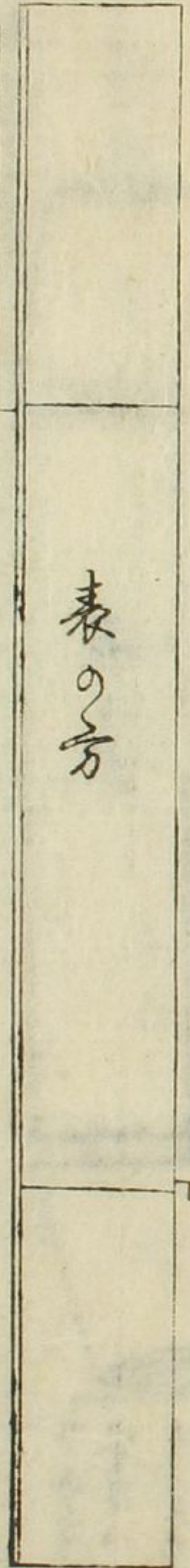


宛に出格多く書札の古より今時の移り文ハ頭をとり捨
又禮紙表巻も古の法ハ大まか遠也

○ 表巻捨り格と圖

一枚紙を横りて巻て
上下餘りかをひねる

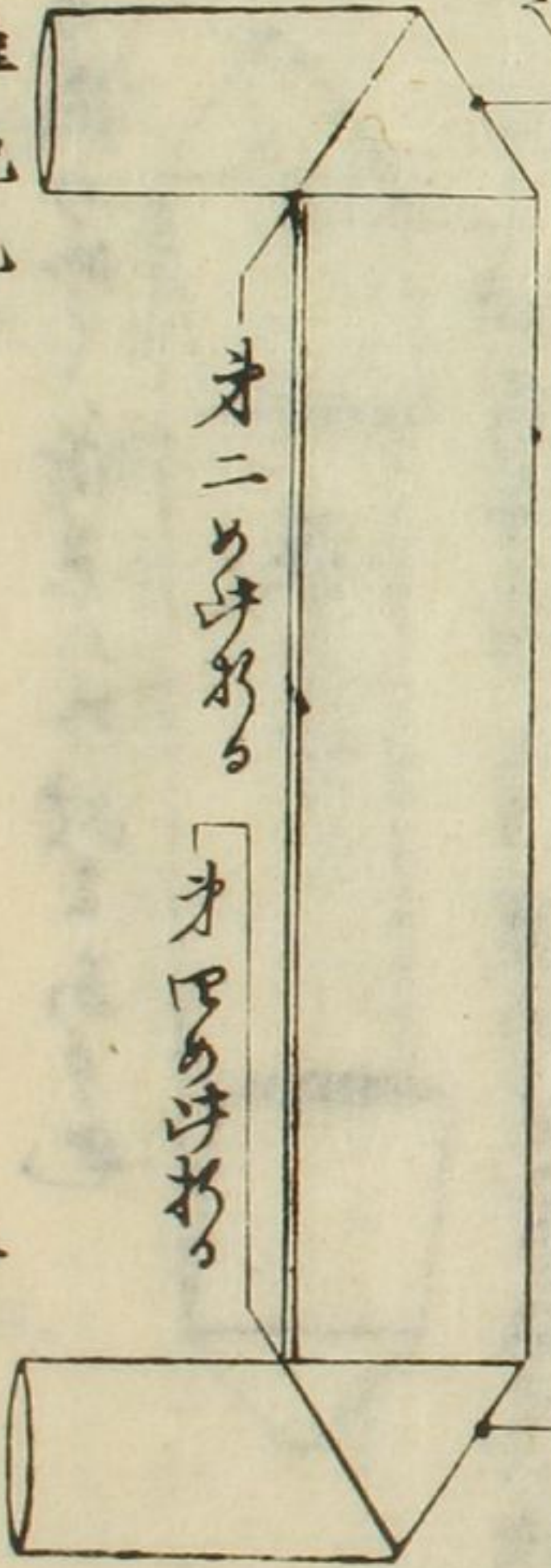
表の方



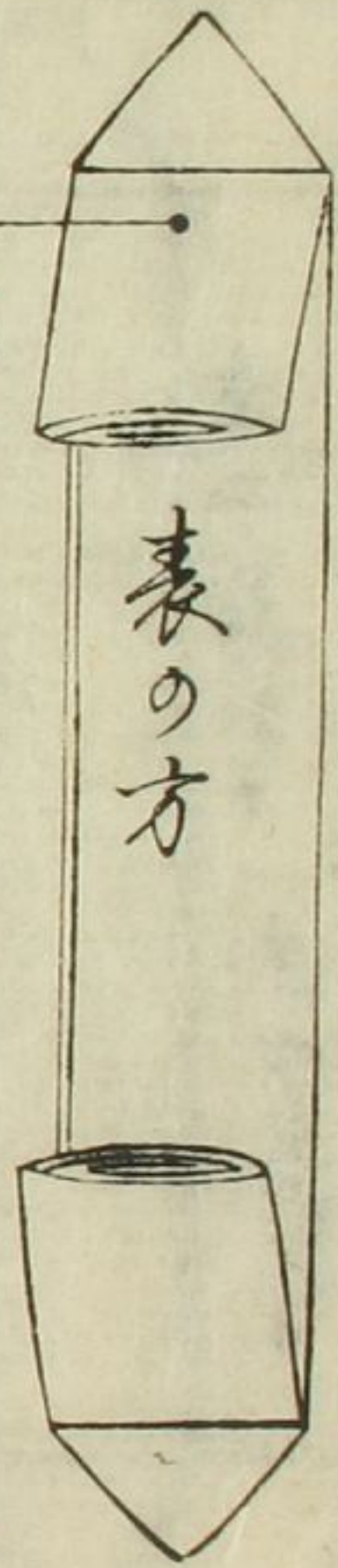
是より上状のひ子
より余りか

雜記九

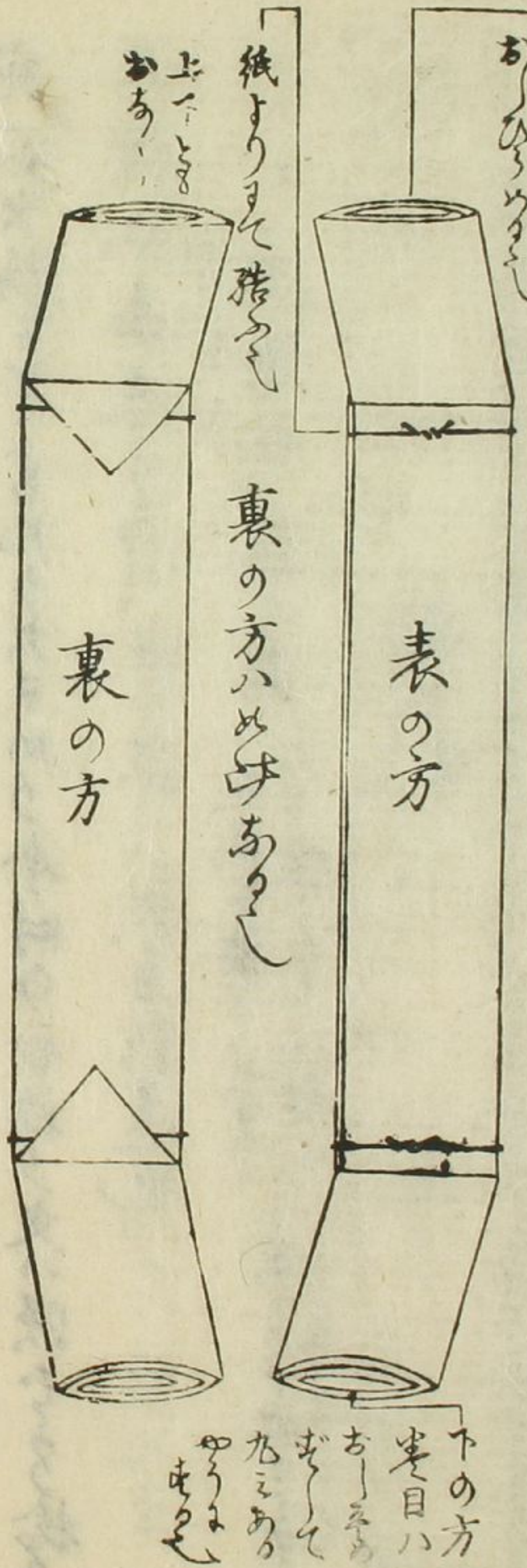
二



右の図の如く折色はめはまあり也



此所を上下とも裏の方へ折返せば次の図の如く



右の如く巻をむ折るは状のつくまをけし廣くはれバ
む折る時上下の紙のちみどかくあるをむ折るはぬ物
あり杉束の状あるハ大袴状の巻るもまきすむは
ばらありまきす

一 む折るゆゑのひねりをも書札禮状に云たは文ハ上短く
下長くむ折るべし女房文ハ上長く下みどかく折る
巻よりしてゆゑのやわらさし不可有之又判形
— この巻のハ何あるのこをさくあつて
— といふ已中ハ女の方へ玉章秘傳抄に云普通の三巻
はのいす状のものを云
上短下長掬也女房へ巻て立文をバ上長下短

是故實也。此事^{チツリ}を右人^{モトモカミ}志^シするを^{チツリ}知足院^{チツリ}殿^{トシ}よ
 美福門院^{ビフクモンイン}へ進^スりしるは、文上長^{文上長}く下短^{下短}く拾目^{拾目}
 雲をひ^ヒつゝしる。

一 謹^{キン}上書^{上書}のハ上卷^{ウハマキ}別の紙也。進上書^{進上書}のハ上卷^{ウハマキ}の友^{トモ}前^{マヘ}へはる
 最初^{最初}の記^記まぬし友紙^{友紙}にてうの卷^{ウハマキ}を紙^紙のつけ金^金を
 短^短くて形^形様^様もいぬ之^之依^依て友紙^{友紙}の上卷^{ウハマキ}の時^時ハ状^状を書^書べき
 料^{リヤウ}紙^紙をうわ卷^{ウハマキ}の紙^紙よりうべて見て上卷^{ウハマキ}の紙^紙のひら
 る^るやどののつけ不^不状^状を去^去べき料^料紙^紙のたけをみど
 切^切つめてかゝる^{かゝる}状^状のつけひき^{ひき}かう^{かう}まよ^{まよ}依^依る^るうか
 へ新^新ま^まり。

一 檢^{ヒナリ}文^文の上下^{上下}を紙^紙よりして結^結ある^る方^方口^口傳^傳より真^真順^順の記^記
 に見^見る^るは、口^口傳^傳ハ紙^紙よりして一^一ま^まり廻^廻してま^まじ^まじ^まに
 結^結る^る時^時上^上の端^端ハ紙^紙より端^端を我^我志^志の方^方ある^るを左^左の方^方
 の端^端よりして結^結る^るハ小^小袖^袖の上^上をえを^を上^上よりう^うめ^めハの
 此^此結^結ハ我^我志^志の方^方の紙^紙より^{より}右^右の端^端よりして結^結る^る
 尤^尤ま^まか^から^らは^は是^是上^上ハ陽^陽トハ陰^陰の心^心ま^まじ^まじ^まに紙^紙より
 の端^端を切^切る^る上^上の方^方は^はニ^ニ刀^刀は切^切る^る下^下の方^方は^は引^引掛^掛へて
 一^一刀^刀は切^切る^るニ^ニ刀^刀ハ我^我ガ^ガ前^前へ向^向けて切^切り下^下の^の一^一刀^刀ハ上^上ニ^ニ向^向け
 て切^切る^る是^是又^又陰^陰陽^陽の依^依て上^上ニ^ニ刀^刀ト一^一刀^刀以上^{以上}三^三刀^刀也。

一 檢^{ヒナリ}文^文豎^縦状^状の表^表書^書本^本名^名を^を形^形お^おり^りの^の紙^紙檢^檢かけ^{かけ}振^振の^の圖^圖

雜記九

光大

補正して記す

才一のお目

表

才三のお目

紙よりをぬ折目はあておく

才四

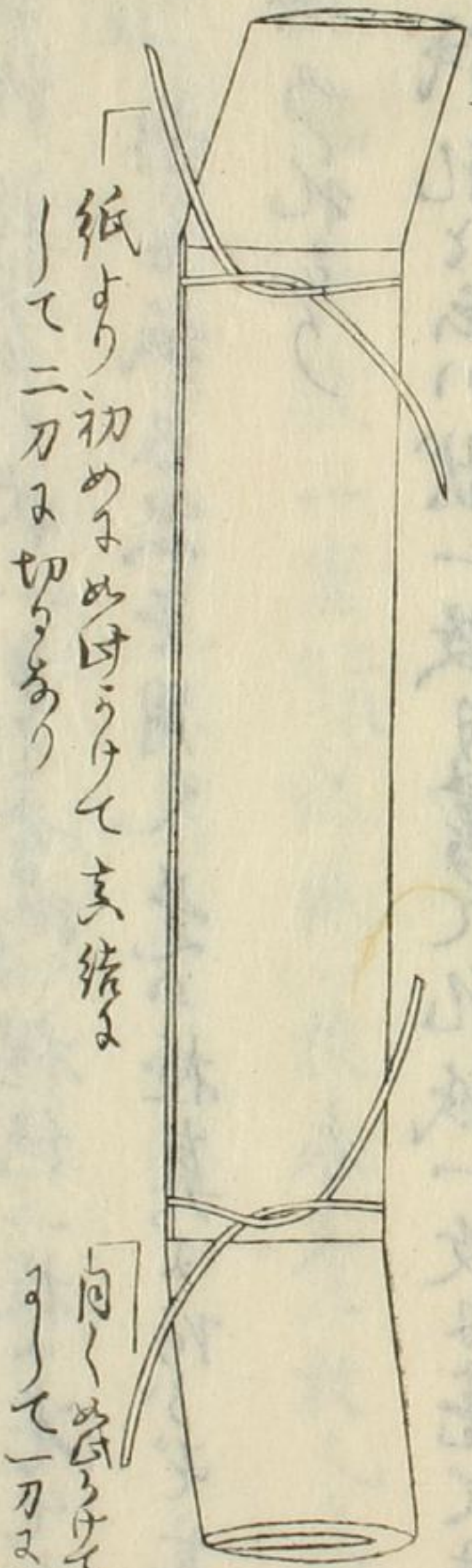
上目

右の如く折目の間紙よりをけささそなたみて二角ある所を状のうら此方へ折返せばこの如くも



扱右の紙よりを表裏真結よまらへし結やま
口傳有り 前文は貞丈糸のひととたる趣を圖よ

何れをすたのめ



紙より初めはぬけうけてま結よ
して二刀又切りあり

向く結よけま結よ
して二刀又切りあり

本文の如くは
可をらひ
又ハ端作
追言上又追申
又ハ追啓あり
書てを次不取
奉文不れ
多きをく
摩戒記
古ハ不文
キ
紙

一書状よりいへば文字を出残しる白き紙をらひ
云ふ人あり何れをりらひしは禮紙と書て状の上を白紙
にて巻くるは相上を^{ウツマキ}上巻として別の紙にて包て宛^{アテトコロ}宛と
書くは是れ事り文のりし腰文よりいへば是れ書札雜
聞書よ云礼紙にて左^{タテマ}文ハ杉原一枚よ出ては上
一枚礼紙相上巻撰よ書て上下をひ移りし又こゝ文

七紙ノ礼紙云云
ノ礼紙ナド云
テノ字ヲ入レ紙
ノ字ヲ付ル俗
ナリ非ナリ

礼紙ハ三ツを切て巻を揃へて上巻をくく山々
三ツ分礼紙
二ツ分表巻
一 禮紙ライシ七紙シチシライ礼五紙ゴシ礼三紙サイサンシ礼と云ふ

○七紙礼と云ハ紙三枚重て状を書き礼紙二枚表巻二枚之
極真の禮之又柳心葉葉云晴礼ハレシ以二枚表紙書以二枚
為禮紙レ文又加礼紙一枚以二枚表紙為五紙初皮ハハ
嚴重ゲン可然ナリいづとも都合七枚也

貴嶺問答云
用五枚軍用裏
紙加懸紙以三
枚為立紙以上
五枚也極恐之
躰也

○五紙礼と云ハ状一重ニ枚書禮紙一枚表巻二重
ニ枚都合紙五枚を用之是ハ極真ニ枚何ぞ其次あり
真の礼あり
○三紙礼と云ハ状一枚書禮紙一枚表巻二枚

一枚を横に折て巻く都合之枚ハ通例あり

一 四紙礼シライと云ハ状一重ニ枚礼紙一枚表巻二枚と云ハ祝あり

この名目古書ハ凡元以用命ノ也

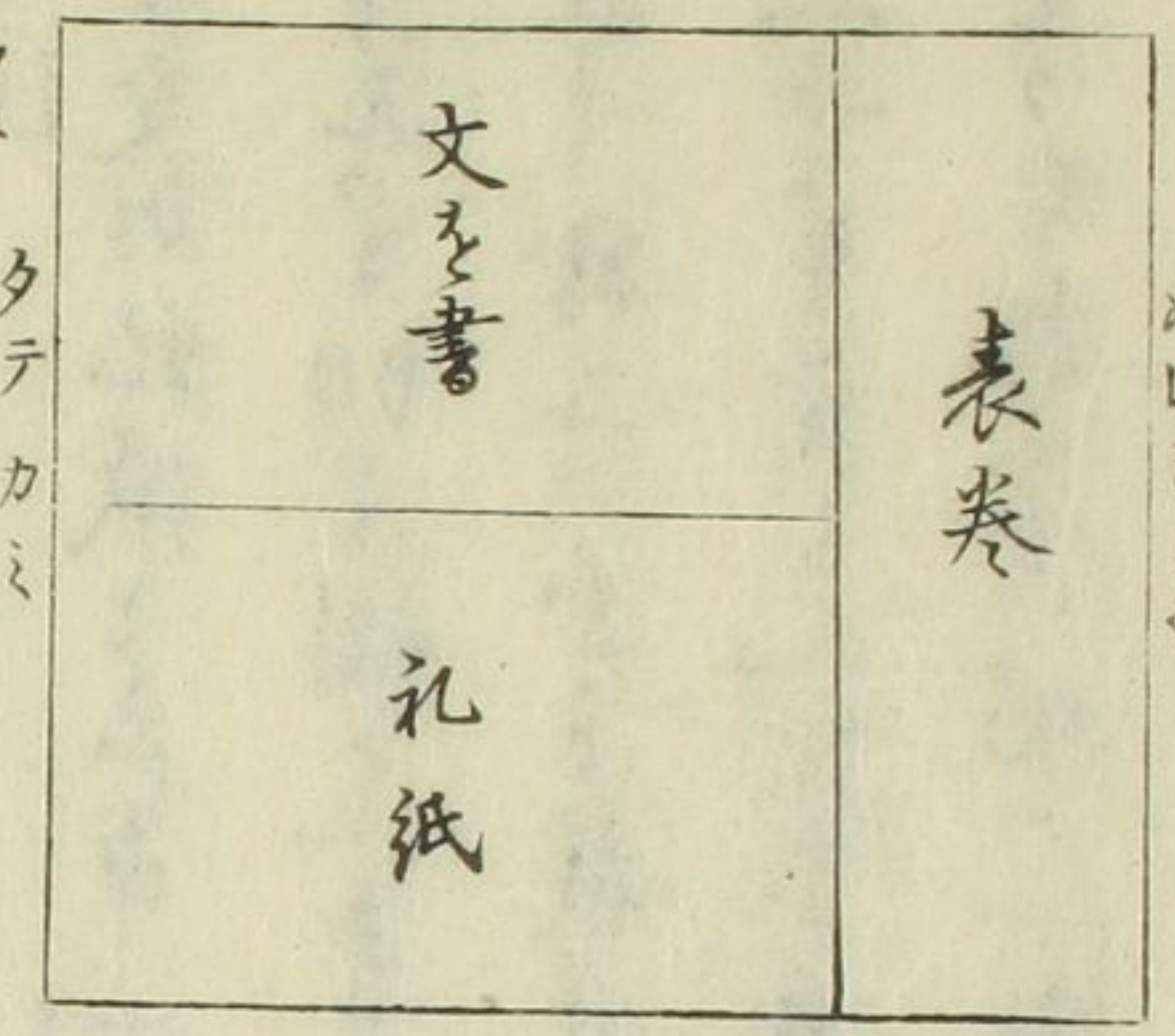
一 小文の礼紙コフミと云フ一紙イツレ三紙の禮サンシも云々此子コ又ハ杉系スギケイ
を三ツ切り調ツ多タ子コの時ハ堅紙を三ツ積りツ切
放し残二ツ分を横に疊ツ一ツ分切放し残二ツ分可

文を三ツツ積り一ツ分切放し
文を三ツツ積り一ツ分切放し
文を三ツツ積り一ツ分切放し

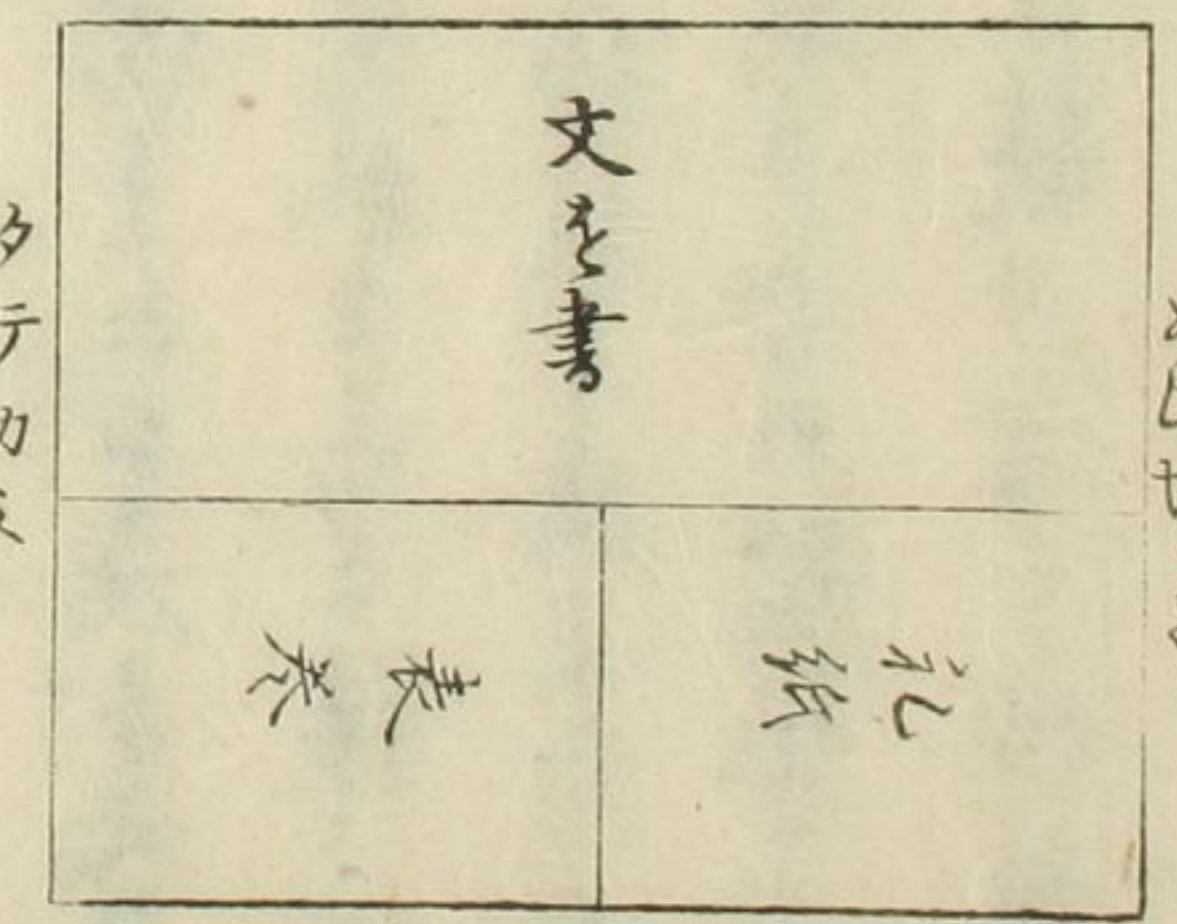
ニツは切り礼紙表巻ヲ用ひ二ツ分ハ状を書き上下を
捻る事紙よりヲ結ぶ宛所以下上中下常の

堅文は同一紙の切括丸の繪圖の如く一枚紙を三つに
 切て用り由一紙三紙の礼紙とありあり

香の子の付
 むはきりし



松系の時ハ
 むはきりし



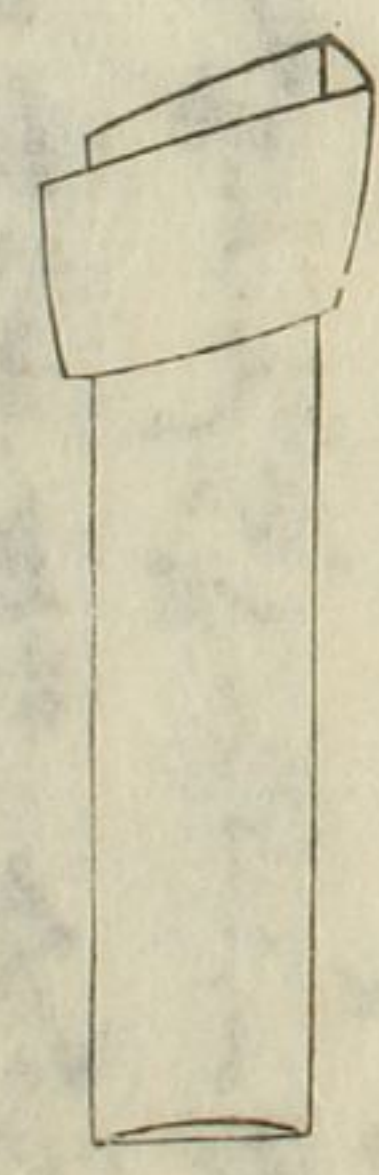
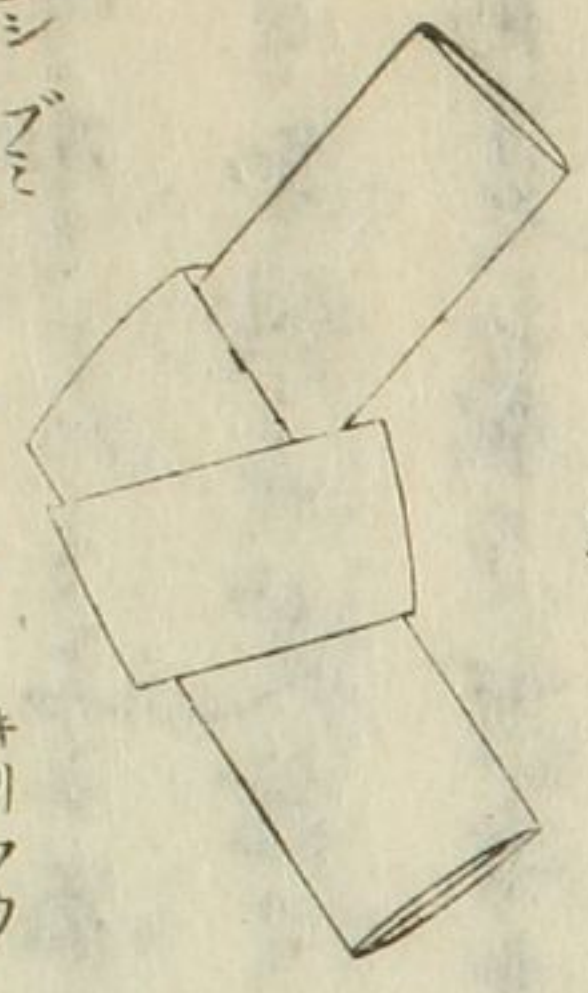
一 小文の多香の子も松系もま切りして調へ紙の半分
 を上巻は用り松系の時ハ文をかく分度く礼紙の分枝
 く切へし半分切てハ状の如け短くする故に上巻はあふハ

玉章秘傳抄受
 ヤウ紙ヲ細
 ク切テ四五分斗
 懸紙ニハサミ右
 サミニ返巻テ
 カケ紙ノ端ニ相
 當テ上サマエ折
 上テ目下ニ返

狭くても能く捨括 堅文の如く 隠密の状ハ摺め糊を付る
 一 結び状と云る 昔ハハミキ 艶書 エンレヨ 結ハミキ也 古男の表
 向能控儀ハ結状といふ事有て之を捨文腰文ハ文を
 むらり之 艶書ハハミキの

昔の艶書結状也

今阿礼武の結文也
 艶書のザリハミキ也
 古ハハミキ也



一 腰文と云ハ今切封と云物ハ状の上包の端を細くして
 上の方ハハミキ残してその細き所ハハミキ状を巻てあきりを
 み置之但腰文ハミキ也書札系ハ云腰文ハミキ也

サントラシテ封
紙下際ヨリ
可切之切カケテ
封スルニトハ襲
ノ儀之貞云云
懸紙トハ表巻
トハ裏ノ儀
トハキツトセヌ
時ノ事也

衣札雜々云云
腰文の札紙ウハ
美の切指を固
マシムル也

一
ハツカ札紙ニ
用エズ
二
ハツカハ
ウツ巻ニ
スル也

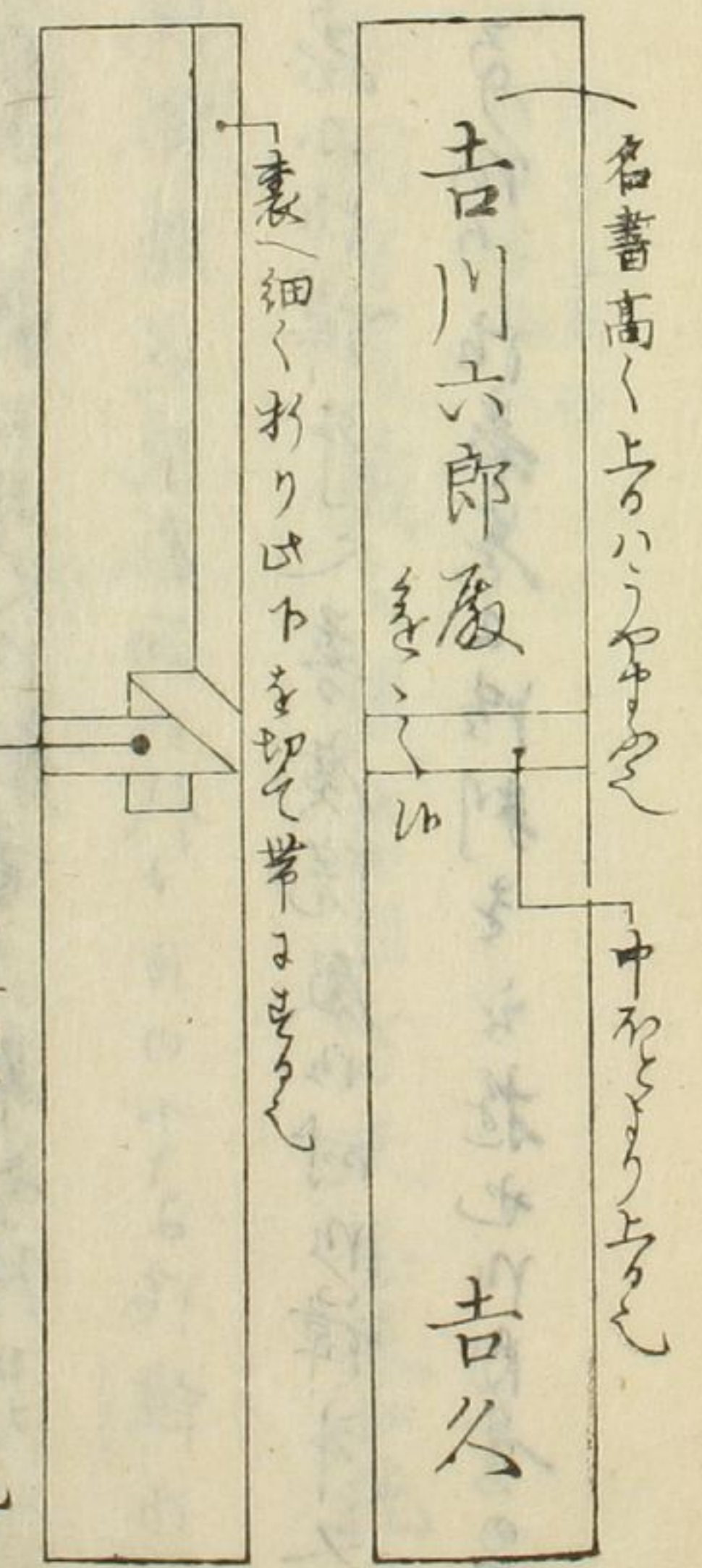
ツカ切放也

上より下（お）ひいさしては又それを下（引）とて又
上よりおひひひ女房久し用いするはあり書札難く
少書よ云ひもの多ひまくとめいハ下（サゲ）あつたはえ元ハ
中をよりも上よぬしては札ハ封ハ事惣別ハ夕（タ）ハ引
る本紙を少之然モ為耐（メ）ハ少くいづくも封ハ
所より墨を可引ゆ之又長く墨を引ゆハ尾籠也
（ゴナイシヨ）
社内書ハ一版長くは引ゆ也又云くぞこのらいハ少
く不ど切て巻て扱上巻（ト）くハ云く腰文ハ常ノ
文通也宛所も判有る官名未位より（ト）

○腰文の図元のこと

小文ハ半切ノ捨文
也札紙ハ半切
切ル上包ハ紙半
枚タテニシテ包
ミ上下ヲヒ子ル
也小文ノ内書
ハヒ子ラスニテ
夕、折也

表 裏



コブミ
小文と云ハ半切紙の状ニ書札巻くハ云く是より折系
半切（ト）て書くを小文と申ハ是ハ立文を畧（ト）る物
てハ又云小文ハ半切巻の子又折系也
（上包ノ上下ヲ折リ）
（夕（タ）ハ引）
慮外之社内書ハ社内文ハを（ト）折ハ書札秘傳抄云
進上様上書ハ白紙一枚より上を巻て其上を立文
す是ハ白紙を札紙（ト）く小文（ト）も夕（タ）ハ引ハ札紙（ト）

内書は教云ハ
 伊勢守方ニテ
 補進スル故能知
 ル也貞頼地ニ云
 内教云カキト云
 紙一紙を中より
 二枚ウこの如ク
 の上巻を公ね
 らせしむる形
 て謹言をい
 りの去るの宛
 不云之及途名
 云云也云
 建治行能御夜
 雀書札抄云將軍
 家ヨリ被成云御
 教書ト云御教書
 二八年号月日アリ
 御書ハ御内書ナリ

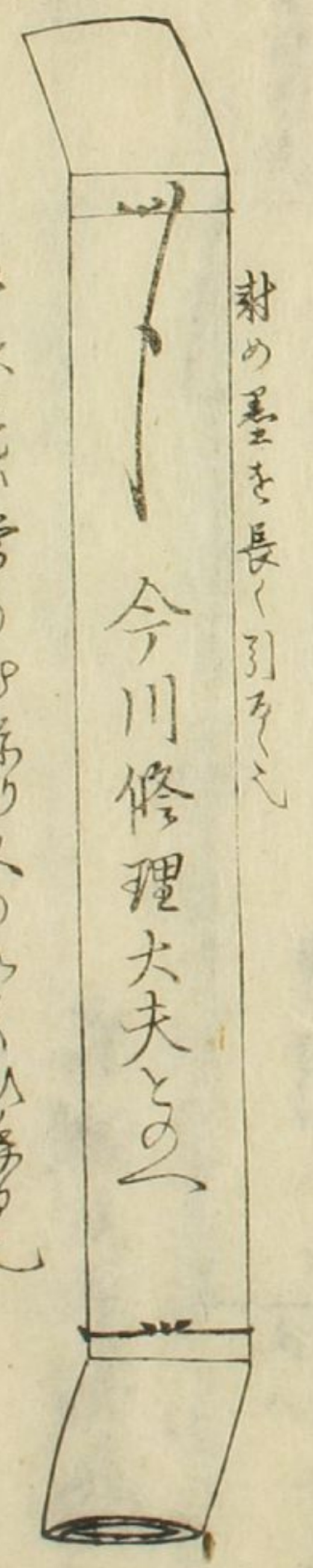
考たけし切合て巻之小文の時ハ礼紙ハ万々分斗ハ
 小文の上巻ハ紙一枚をさしてはまかち切てその分斗ハ上巻ハ
 用ひ又その分斗をばそれ小文のたけし合をて礼紙ハまかち
 内書ハ中引合一書ありて封之常の云状の如く判
 涉教書ハ杉系一枚を去て封之表巻を只押おて
 不引又内書ハ月日斗之教書ハ年号月日を
 書之庶苑院殿勝定院殿西代ハ月の中ハ法諱判
 立之表巻ハ法諱斗之善慶院殿ハ法諱斗又法
 判斗ある所ハ法表巻ハ法判を云也内書ハ
 永正五年の
 内書也

案文九の如く
 永正五年の
 内書也

就遠江國守護職之儀
 爲目万正至來ハ迄
 目出也

七月十三日
 所判

今川修理大夫と
 今川修理大夫と



封の墨を長く引る
 法表巻ハ常の形有り文の如くひきと

涉教書の如き案文九の如く

於結城中勢大輔館致合戦親類被官余

雜記九

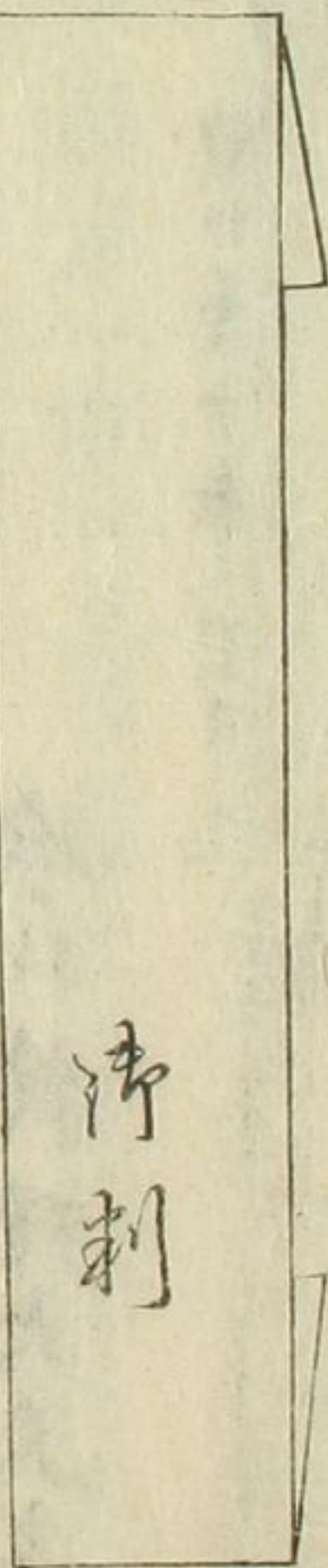
九

或討死或被^{カズル}疵之案尤神妙強可勵軍功
之状如件

永享十一年八月廿八日 決判

岩城左京亮 辰

上トキハ
品カ



決判

又ハ
比律

内封たて文下云
宗五大双紙
ニアリ檢支ノ
ナリ内書モ
内封状ト云
フ心

武藏書札篇云涉判は教書とヤハ松系落やの書切
調進之云々今の世ハ内書は教書の内書なり
人等一俗説は内書ハ内書と云ハ内書ハ内書ハ
表書より給らるは書之あぐく云ハ内書より内書也

管領ノ法教ト
云ハ法領より
テハ教ト云
管領ノ書ト
云ヘキ也奉行
ヨリ出スヲ奉
行ノ書ト云
ヘキ也

法教書も表向より給らるは書之内書と云ハ表向の上下を
示ありナシ
法教一のありて後ハ内書より内書なり
一法教書よ云あり一ハ涉判ハ法教云二ハ法書ハ法教
三ハ法教出之内書ハ法教書と云ハ年号月日は律斗判
中てあるを云涉書ハ法教と云ハ年号月日は律斗判
ハハ法教出と斗云ハ作を云て公方杯の法文言通リ也
管領より調て書出ハ奉^{ウケテマシ}の字をのきてあハ執達如件
おどろ書を法教と斗云之品ともハ公方杯よりハハ
法書ハ管領より作を受て書出也ハハ奉書と云

一 小文の法内書と云ふ所の是も公方格の法書之出札條々云

小文ハ其切書子又松原也其書ハ押折子ハ少意外之法内也
小ハ法内文をハおし折はる小文の法内也上下をわけて檢ぶる也

一 奉書と云ハ公方の上意をうけ給ふを記す故に奉書と云
奉書の名のハ奉の字をかく書きたるハ駿河守義村
あざと書し奉の字うけたまはるる也

一 法下文ハ政所より書き下す状也文言の始終は下と云字を
書ゆへと云ふは古き案文老のぬり

鎌倉頼經タカ 尾張國長岡庄住人
將軍家政所タカ 下 地頭職事
補任ニシスル

前近江守信綱法師

右人兼久兵亂守治河鋤鋒之勸賞豊浦庄之替可為
彼職之状所作フホスル 以下

文曆二年七月七日

案主左近將曹菅原
知家事内舍人清原
令左衛門少尉藤原
別當相模守平朝臣
武藏守平朝臣

公案文車鑑卷三十は見しより付外も案文多し
右の冬言ハ兼久の
乱は佐々木信綱守治川の先陣の勸賞は豊浦の庄を賜ふ
後ハ佐々木を神社あり家内御也
を給ふ所の法内也
長思の庄の住人は前近江守信綱法師を
地頭職は作付らるる旨をうけ給はるる也

雜記九

一 勘文カモンと云ハ古例等を以テ久又ハ陰陽師インヨウシ日どり方角あるの
かんがへに外何れもかんがへざるを以テ禁中又ハ
將軍家もいふ事なきもの之勘文とてかんがへぬ
と云ひて
勘文ハカモンあれども
カモンとていひる者あり

一 散状サンジヤウと云ハ廻文クワイブンの如し今時廻状と云あり其體卷四十三
建長五年 九日乙酉隨兵事今日彼廻散状書指
七月ノ第ニ

右来ル八月放生會可有法社系各兼可致法向迴廊之
供奉之状依作所迴以件
右放生會可有法社系各兼可致法向迴廊之
状依作所迴以件

一 廻状クワイジヤウの清書ハ我名の中ニ奉の字を以て書きて其のまを以
うけしすをりしよむ字ある故作の趣をうけたまはせり云々
也但し其ハ王君の作の趣を以てし其の如く
も何れなるるハ我名ハ其をりけて書きて

一 起清文キシヤウモンと云ハ其の起ホツキ起ヲコトして王君ハ清ホツキひ然ホツキひ其の状
の如く三代實録サントウジツに云く小野春風が起清ハ不意の用心
乃為ハ此調抱ホツキなる布を以て保侶ホロ一子領ホシイブクと精袋ホシイブクとを
作り並たき中清ホツキひを以て又誓詞セキジを書のく起清冬
非佛ホツキ一對ホツキ神符ホツキ符符ホツキを信ホツキひ其の如く佛ホツキ非ホツキ一對ホツキ
の起清文ハ慈惠ジイ僧エ正ホツキより始りて古今著書集キンキョウ云ホツキ六

賀縁阿闍梨とす元一人何多の意趣ありきん意趣
僧正を濫行肉食の人とす不実利口をヤリけるを
傍心よりきく給ていきてをりて起清文を書きて三塔了
杖をせられり多洞よ云
一 叡山ニアリ

若謂令破戒無慙之僧住持天台座主者恐貽
疑於先賢方致狼藉後輩者歎因茲今對三寶
披陳此事

律ハ法也持律
トハ法ヲタモツ
也佛法ヲタモツ
フ云トリ

持律の人よそりるをヤ付さむらひとてくさひありき
けりそ起清のおこりこれあり云
一 誓文状の文言の内社名を去く小伊豆箱根西不

権現を書くる後極阿院貞永元壬辰年鎌倉將軍頼朝
の時執権北条武藏守平泰時奉行頭人共政より私
せりしと連判の起清文を書し阿伊豆箱根の社名を書
載し由東鑑より元より是ハ相摸田鎌倉よそのりあるゆへ
そ近色の社名を去りて其例よて他國よても伊豆箱根
を去りて他國よても伊豆箱根の社名を書ま及ハすを
ある社名を書きさるる

一 七枚起清と云る牛五のうらな起清を書くるは始詳
あるが義經記卷の四土佐房義經の討めよ上る系よ土
佐房ヤけるはくうま人のむえりを書しよおのてハ私よハ

花押ヲ判ト云コト東鑑卷一治兼四年六月廿日康清歸洛武衛遺棄細御壽被感仰康信之功大和判官代邦道右筆被加御筆并御判

中記のきりかへしはあんなかろひて越後文をうまひんと
 かけきの判友神ハ祀礼をうけ終る事といハバとて一紙法文
 をうけゆりてとては從て熊野の牛五七枚はめりせ
 三枚ハ八幡宮におきあ一枚ハ熊野に納め今三枚ハ土佐房が
 西神におきあとして焼て灰におくとのまらりと阿まこの
 義經記ハ義經の時を書くる物にあらず後ま書くる物なれ
 ども古まこれバ證據とすべし七枚記法牛五を引用する
 ありまらざるを^知處し義經記ハ作者知れずま文判のまら
 一判と旧記あるハ今の書判之今ハ印のるまら^{カキハシ}おと云ゆ
 書判印判と云初めり出判ハ本名をハ花押と押字^{カハアヲ}

とも云之本式ハ實名^{ナリ}の二字をうまひて草^{カキ}を厚くして形を
 作る物也依り判のるま^{ニカク}と草名とも云之^{カキナ}二合と云ハ
 實名の二字を一つに合て作る物也草名と云ハ實名
 を草まやうして作る物也されバ判の上ハ實名を
 ざるまお裁し又實名の中の字一字づつをやうして判ま
 するまらるに時ハ判の上ハ名案の上の字をうまひ又實
 名の二字を以て作る形を別ハ形を作りける判ハ判の上ハ
 實名を二字とも書く之本式ハ實名の二字を判ま
 作るに判の上ハ實名をバかぬ物也依りまら今ハ
 まてハとておの上ハ實名をうまひてハ判ざるまら世乃

風俗あれハ是れ起ル世ニ隆ク蓋キ此判トハ物の本意ハ
我作リ出シテ我手トシ切リテヨク書キ覺テテ字勢モ
形モ墨モ他人ノ手トシ似セヨク切カキテヨク
志アリトあり也今ハ本ヨリテ墨モ手トシ人何リ
判の本意を以て之を以て道照愚考云公家門跡
判判を草名と作レレ親王法親王
親王ハ天子の御兄
才又ハ二男ハ三男
法親王ハ出家トシ親王ハ成道アリ
此草名ノ事ハ書キテ於
可ハモテ人ノ官位ヨリテ被遊リ此書ノ上卷ノ
表ハ法判ある儀ハ此草名トテ也云官職雜儀ト云
書キ二合トハ名字判モ書キ二合ト書キ是ハ公家
判モ書キテ其ノ名字判あり二合ト書キテハ切レあり
官を以テテその中ハ書キ倣合ネトハ大臣二合持大納言二合
女侍又父より子ヲ書キ又家僕カホクハ此ハ状ハ官を以テ
下輩ト書キ此ハ判を以テテ二合ト書キ送ラる
を云キ二合ト書キ心ハ判を以テテ書キ云心ハ書キ判を
以テテ同姓あり心あり下輩ト書キ此ハ畧儀ハ此
判之武家トシ二合ト書キ人ハ此書キハ公家判トシ
一 花押ハナアサノ事判云ハ判ノ字ハ此ト云テヨク字
あり花押を以て我出ル物人ノ書キ物ヲ明レあり

何々たゞ其ノ名字判あり此ハ二合ト書キテハ切レあり
官を以テテその中ハ書キ倣合ネトハ大臣二合持大納言二合
女侍又父より子ヲ書キ又家僕カホクハ此ハ状ハ官を以テ
下輩ト書キ此ハ判を以テテ二合ト書キ送ラる
を云キ二合ト書キ心ハ判を以テテ書キ云心ハ書キ判を
以テテ同姓あり心あり下輩ト書キ此ハ畧儀ハ此
判之武家トシ二合ト書キ人ハ此書キハ公家判トシ
一 花押ハナアサノ事判云ハ判ノ字ハ此ト云テヨク字
あり花押を以て我出ル物人ノ書キ物ヲ明レあり

為ある故判と云也我々人々を以て志ありて今即乃
年を以て判と云是も右同意也判断の意也

一押字花押草名二合二別の事カハニハチあり記し之れを委しくから
さる部記と云の如し

○押字と云ハ名案の字を草に畧して自分くシラシの志あり

用ひて書くる也○右の押字は二合二別の品あり

二合と云ハ名案の二字を一つに合せて作りしを以てたてハ
名案通方ありハ**秀**は此の如し○二別と云ハ名案の上乃

字をバ常の字に書し下の字を草にやうして作りし
たてハ名案通方ありハ**通**ハ此の如し○花押と云ハ名案の

字を不用して別々人の好まうして草木の花葉多獸花

物に外何ありとも其形を押字の如く作りし用ひて云花と

云ふハ其やうして作りし借はしむるだけあり心しきと云

水鳥也桃也此類人々の巧は是て品々の形あり

当世地下人の出刺名案の字を不用して其の形を草

にも花押の如く作りし**西**也此の類花押の如あり

押字ハありハ○草名と云ハ名案の字を甚畧して

草に書くも我ハよめとも人ハよめぬ押はゆりし書

押字花押と云又別ありされども押字花押の如く我ダ

志あり用ひて古葉の文字の中ハ

如け書するあり見の季継といふ名乗を以て書するは
是れ我らよりよめて人のいふれぬ程ありしる也

物名通例はハ書出の筆を押字と花押との草名とも

ありありとありといふもかてくはくは時ハ右の如く

差別あり押字花押草名の三つはれを用ひて書するは

人の好は但せ用多し今人の我ら書するは用ひて

あれは何れも用ひて人の好り似せざるのあざるを肝要とす

一 我名判とす カウシ 弘安礼節の趣ハ一は官姓名判ハ二は官判 判ハ 官

書て判を以て名乗す 判ハ 二は名字 名字を以て書す 四は判 官ハ名字

不立して判斗を以て名乗を以て判ハ名乗を以て書す

略義ハ 用ひあり 五は二合と書す 判を以て書す勿論名乗りも姓氏も以て

武家書札の法或ハ弘安礼節より出たり 弘安八年も定められ

公家の式法として官位の高卑よりて定め給ひて武家

日てそ修ハ用ひてきりてそれハ准じて書するは武家の

弘安礼節ハ不用といふ説ありあるは用ひて准じて用ひ

弘安礼節を能知り明らめられ書札の故実とす

一 公家としての自筆とて名乗 名乗 判ハ名乗を草書崩して

也判を書くハ名字を以て代りてす 作らぬ判ハ名乗を以て

あり 判斗ハ名字を書きハ書して判を以て代りてす

武家としての自筆とて名乗を書するは用ひて判とす

判を著くを以て後授とす此は判を書きハ重くして
名案を出しハ種一是は家武家の相違也

一 後代世の風俗為成りて偽あり也世の人相多き故に
つくりありしは依て名づり判をうりしは後授あり
とありハ判の上ハ名案を書き名案の中ハおそくせし
取るに於て世々のそれをも猶もつれどもおのひて名案を判
との傍に字をあたせてありしをせしめたるを誓詞
起稿文ハ名案判の上ハ血を中してめりありしを

一 眞名草名ノ事 吉部秘訓抄第三云報牒可加草名近代
眞名也又云古書署事中少辨次第云内案加眞名正文加

草名と見らる

報牒ハ状の返事之吉書とハ禁中より正月吉日は
諸国の鑑を給りて不動倉とて藏をひくんと奏
聞申す申す文也その文は連名をくくを署といふあり眞名とハ名案を
書く也草名との判をおく内案との内々の案文あり正文とハ本紙の
事より表むす一也也去也

ニジ 二字を奉るといふ又名薄といふ古今著聞集刑部丞義光

六條修理大夫顯季ハ二字を書き奉りしあり又十訓抄
民部卿文範が餘慶僧ハ二字をえりしあり江談抄

も二字を書き奉りしあり何り二字とハ我名案の二字のりたるは
人と何りぞお痛しと論よゆけり何れも人ハ驛服

老さぐみ時よそあるハ二字をえてなりと密嚴上人行状記
又云六條判官源為義二字撃上人状云

官職難儀云惣別
判ハ草名ト申也
名案ノ二字ヲ明シ
テ草ニシタル物也仍
テ草名ト申ケ本ナリ
○名案ヲ書クハ眞
名ト云判ヲ書クハ
名ト云也文書ノ本
文ハ他筆ニテモ眞
名草名ハ必自筆
ニテ書ク也草名略
儀也本式ハ眞名ヲ
書也

為義

是二字ナリ

保延五年己未六月十日 正六位延尉源朝臣為義

右の文本朝俚諺又引たり

一 名簿ニヤウフといふも右の二字の事也 簿ハ多ナリ 書月ヲ云 後三年合戦物語

家衡イヘヒラがののと千任チタリといふものやぐら此上よきて勢をもち

て將軍といふやうあんぢが父頼義ヨリヨシ真任サダタウム宗任ムネタカをもちける

して名簿をさへげて故清將軍コセイをくらひたりを力ま

たぬ、真任をもちける云々 二字をもちると云ひ名簿を指すと云ふ 事ハおぼろしきけり時ハかきすまへ

て人の手下よ志する所の事なり まろもく 初ハいたとをえて記す

一 物を入る箱ウヘガキの上書ウヘガキもるまの板の木目を堅カタまゝに去べし

横ヨコにして書くハ忌むる也 獄門ゴクモンの札ハ横板ヨコイタにして之コト罪科サイカを

去く故之文字ある物ハ横板ヨコイタの時ハ主人のよき 跡アトハ板イタ

お、お多れども長き箱物ハ堅板ツヨイタ上書ウヘガキするをハ箱を横

よきて字次ジジをハ主人のたの方タノカタありて置之今時ハ干鯛

箱を初ハジメして何箱をも横板ヨコイタにして上書ウヘガキする故実コト

ぬ故之堅板ツヨイタも書く故實ハ真衡マヒラの口傳クチツタヘ

一 已ナげ物モノも入る箱イタハとぢめを字次ジジするやその赤アカのち

我ワレたトして堅板ツヨイタも文字モノを去べしとぢめを字次ジジも去る

事ハ人の才サイとぢめを向けぬ法ホウあれむと赤アカを去

るハ取トル子コを持モツて右ミダリの方カタへひくく置オケき為ナる也是も真衡マヒラの

一 書物カキモノは一何くと一ツ出するハ箇條カシコウ多く書く可カなり

一 ケ糸の可カハ一ツ書ハセぬ也目録メロクあり目一

一 以上と書キ是も箇條あり出する奥ハ以上と書キ

一 ケ糸の可カハ以上と可カぬ也目録あり目一

一 貴人キニに可カハ状又ハ目録あり真マコトに書べ一と旧記キウキに云

一 是ハ文字を可カなり可カして正字マサジに可カくる也たハ御太刀

一 御太刀一腰ハ御太刀一腰あり御太刀一腰あり御太刀

一 御太刀一腰ハ御太刀一腰あり御太刀一腰あり御太刀

一 御太刀一腰ハ御太刀一腰あり御太刀一腰あり御太刀

かゝる紙水と状あり今も一筆啓上仕候ハ御太刀
一 御太刀一腰ハ御太刀一腰あり御太刀一腰あり御太刀

一 婚禮コンレイのいへんの祝マタギハ柳ヤナギ栲カをばうすハ目録ヤナギハ屋ヤナギ内カ表カ多カ也

一 書る今世有法式のこゝ成り古ハ有るありあり

一 いすハ目録ハ柳何荷とばうし書て栲カの字カハ出さ

一 也いへんの可カを可カとも可カるあり柳栲ハ屋内表

一 多面と云ふハ相の本乃箱ハ入る也ハ相の表と書

一 べすは笑登カする也又栲ハ栲自カあり書るもあり

一 あり不用之皆近年の事なり

一 進物の目録セウジシモノを先精進物セウジシモノと云て次ハ魚イサを云



古法之是ハ尊氏御夢忘國師を師として禅法センホウ又帰キ
依エ給ひしより法代々禅宗を崇敬ウケキヤウし給ふより法士
も皆禅法をこのま精達の人多うなりし故精達物を先と
して目錄モクロクも又ハ世に折フリを出さず先精達物次ハ魚
名と次書を定むる物也

一 目錄モクロクヲ抄タテマツ有書タテマツも先標次ハ有を書き多し故に大館書
札秘傳抄ハ云昔ハ先うやうハ標ヒラを出之近代ハあり
さこのあを書き標ヒラを書き近代ハ東山殿の
時代の近代也

一 目錄と云る目ハ名と同義ある字之名を考へしと云て
あつろくともむ之目錄と云ハ世に標ヒラの名目を書シルス給

博覧ハクラン云らうの
要前寛元五年
六月十日あけの
よりそのゆけしき
ちきりあれハ中略同
十六日と夜の西を
やう多か内より
はゆ後をぬハ今
ゆきしきこと
てゆめハ勅使
藏人侍従宗基
もくろく抄チキ系
水ハ大夫狩面
給ひて白きゆ
わつしゆ

書物の題名あれどもいしハ違物のおく乃名を書きし
この品あり目錄抄紙チツモシ注文此三品之目錄ハ大刀馬を
書するを云注文ハ一ツ虫をくし標ヒラ有息多ありと云るを
いハ折紙といハ万疋と書るを云何れも紙ハ二枚を
目錄抄紙ハ横ハ二ハ抄紙ハ縦紙ヲ書し武新書
札篇ハ抄紙目錄注文ハ少差列る云々此ハ大方云
抄紙と注文と目錄いさう遠有るハ抄紙とハ万疋
認シれを中ハ注文とハ一ツ書出付ハ一何れと認シれを注文と中ハ
目錄とハハ大刀一腰ハ馬一疋と認シれを中ハ料紙ハ引合
たる也

一 目錄は文折紙より料紙一葉を挿用する古法は細川
 慶の家より一枚は認りぬ中葉は少くは三つり今時ハ
 男ハ一枚を用女ハ二枚を用と云人あり男女の差あるも
 一 古ハ折紙のまん中より正万正あどむらり出て人ハを
 今ハ合子正万正或ハ着代何正指代何正と書て何
 正の上の書ハ合子を粘りて付たり世よも折紙古ハ
 合子あり香目斗ありこれ何正と斗書付て別
 香目をハ巻つけ今のを子の折紙も正万正あど
 書て合子を別包て巻付りより
 一 今時貴人より下等ハ堅目錄を用下等より貴人の横

目錄を用をいふ説何り古ハ堅目錄横目錄といふ名目
 ありおもはれぬ太刀馬の目錄とも正万正あど
 折紙ハ横は折り奥のあどは浮文ハ横は折らず堅紙
 を用い貴賤は依て堅横の差別古法ハあきこと
 一 今時子紙とて切紙は書状ハ古の小文より出
 小文の事 子紙と云ハ手簡と書てあゆのんといふこと
 あり記す といふこと云遠くあるをいふ
 紙といふるの舊記ハは筆筆といふ字といふ書状の事
 一 書状ハ人の名を附苗氏と書くをうやまはれと云る
 古ハあきこと近代のとも何りこと古貴人の名ハ一向苗氏

一書札の書ふ少海名コウシナ女海名と云ふは弘安礼節に在る所と

ありて同じ筆之宛所は貴人の名をあくはるは官名を以て

ずして世人の恒然たる所の名を書き奉りたるは一筆宛に

一筆は恒然たる所一筆宛と云く形を以て公家あらず

とも武家とてその人の恒然たる所の名を以て一筆宛に官

名を書き奉りたるは一筆宛やまひたるは恒然たる所一筆宛に

宛どあれは人々流中と大字と云く少海名を八人の中

の肩の小字と書く

一合点ガツテンと云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて
一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて
一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一合点と云ハ人の方より箇条を以て相後を以てありて

一二三四五六七八九十百千の字を壹貳叁肆伍陸漆
捌玖拾陌阡と書ゆり多し何れも米穀ありぬる記
しめぬ月経事ことぞ常の書状目録記録書籍ありぬ
き或る指ありの字ハ月もよき

一古き状の文言ハ何れハ早何れハ花と何れハをいぬるハ
久ありらるしハ早をバきむひぬるよむしハ花をハ
きむひきよむ画ハ文種ハ依てぬるよむしハ

一佛事などの時香の代おを香奠カウテンと香典デンとハ出けとも
典の字を用はるしハ典の字ハおぎのりよみておを買
取るゆりぬる香典と出けを香の代おと云ふゆりあり

奠の字ハ海つねに後字として代物の心あり

一進物の目録あるハ酒の多を法白モロハクと書く人ありは酒の
書くもしきあり酒を作ると米を玉極能はすよむしハ
作ると法白と云ふの能もよむしハ作ると法白カタハクと云ふ
中或人今しう結きの諸白カタハクと云ふ酒作者の初と云
立りしるるゆりぬる目録あるハ書ぶるハ又此の初と云
ゆりぬる目録ハ田記ハ有と云ふ折一荷と云ふ
又天野一荷は指一荷ありて書へし

一古き書札の案文ハ草花贈給ハ祝善シラチカラと云ふ言
あり祝善と云詞古の状ハ多し祝の字ハ執の字ハ用遠

也祝も執もシウとすむ同音の字あり取用して古ハ文字の
吟味もあく用ひしものいふとす執意とい物執念を懸て
やりの愛も心也祝忌ハ執意の事也古出ハ花飾也
書べきを過藏とす物駭と云べきを物寤と書べきは物神
と書べきを望勿神とす非興と書べきを比真とす
案内と云る書を安内と書嗚呼と書人形を尾籠とす
類ハ皆文字の吟味もあく出さるる事也

一 今世もやる書札の法ハ皆我流之太閤秀吉公の宗臣も我
又左衛門ハ流義也久保五兵衛と云人ハ世流をうけはさる
遊ハひろまるる事也京於將軍時代の古法と大違ふ事也

身一これとハ世の中の法とあはれり古法ハ古法新法ハ新法と
覺へて世の中ハ皆々事ある世の風俗を變へ改りて
古法を天下の人ハ守るる事也天子將軍もあはれり
てハ叶はざらん我あはれり事ハ力ハ不及

一 願字の事ハ願めと云書札條々も云はれ出ハ願めと云
所下知も同知ハ當時ハ未だ關せられハ文法ハ何れ也ハ
所ハ所意ハ廉も云の事也取めハ字を出下すに事也
字の字を關して云くも貴人の姓名も又法書ハ意もあはれ
云るハ書はげず間をおいて書く事也

一 申状と云ハ祈状の事也事ハ祈出ハ差出ハ状の事也祈状と云

目安とも云之相論の時あらはせし

一 初巻状と云ハ申状のおもむきな形所とて吐信ありて表裏の

相手を石出〜有りあり時申状は不審の條何れハ同業

書付を此と是を初同状と云ハ初同状を以て存形有りて

可と返巻状を此とを初巻状と初陳状と云ハ相論あり

二同状二巻状之間状三巻状よりハ出せし又言調掛ハ武難

書此篇あり

一 紙は包ころを物より上と世名敷亦をかくり古ハありあり

是て紙は包む物ハ両端紙の外ハ少〜出〜し〜とれと〜有

新ハ清む之紙の〜け〜長〜ハ折込蓋〜目録は〜と品敷ハ

を書こ〜なるの目録と〜れハ包紙ハ〜きお敷ありて書ふ不
及事〜某の款名番ありの款〜紙の〜包〜ありハ
より無本の〜を〜物より上番と〜

一 太刀馬の目録表裏の時目録は裏表〜中書出〜して

表裏通〜通〜あり早〜書〜目録を返〜り普度院

版代より始〜と云流あり又候勢も版流ハ〜上〜とある

わけ返〜と云流あり何せも淋也古〜目録を以て

校〜も目録を返〜りあり〜交〜る〜別紙は出

て〜はハ太刀馬の〜限〜ぬ〜書札禮節ハ云折紙の

〜んあひひ〜り〜思〜れ〜んあひひ〜ハ目録と違〜りあり

序折紙料千疋清取り巻

年号月日

名字友

実名判

何う一版

「進物の魚類と精進あるは目錄の精進物を初めにし其
 修くまふあるは方格へあるは物精進物の
のりをくまふ進上するは
 不見及也昆虫あるは者ある物ある物の事
精進物の類をくまふするは
 名物あるは一巻の進上は又常よりくまふは精進物
 をひくは一巻の精進物を一番は可調へ又云折精進美物
 の事真多
のりと半の方より一番は精進を可調へ他家の美物を
 一番は可調へ

「魚と鳥の物の時ハ書を先書へし書札修くは云名真物
 いろいろの時書を先調りたりし

「進物の目錄の料紙貴人より中寄し給ひは大たうたんし大引合
 あるを用らるは中輩より貴人へあるは小たりたんし小引合
 あるは目より古の礼へ今ハ中寄より貴人へあるは大たり
 だんしを用らるはより過るは物をもとむ世と其はあり

「今村進あるは目錄別後目錄と云名あるは三巻目錄ハ太刀
 馬の事ハ要脚具販巻物の類を書列しるを云別後目錄ハ
 太刀馬ハ巻物類の格あるを書かへるを云古ハ此の事目錄
 別後目錄と云名目あり太刀馬ハ書かへる何れとも云

右記抄云折紙
馬代送一疋
一斗さく飯あま
中ゆいれは次は仁
もぬくはる八代と
すさうおゆき

別段あり云名目あり

一 目録は馬代書事萬枝書案より目録は馬代と書い
不及見ゆ一疋の巾子毛付ふ馬代ゆて調ゆ毎くの飯は
要脚書ゆりもてまて馬代いり程分認る飯但もて馬代
いり云く古ハ一疋の巾子毛付をくれども馬代御禮と云
あし御太刀一腰要脚何疋と書るハあり馬代何疋と
か不也也貞丈云今ハちり馬代を御禮ゆ馬一疋の側
馬代白根十枝あり書之殿中一献上も右のみくあり
今改めし程も思意を以て目録ハ馬一
疋とせり出て毛付まて馬代を用る

故之相馬代根ありハ包紙ハ馬代根何枝と云へる旨
ありハ馬代殘何疋と木札を付て然れ馬代直數乃
幸ハ進あり部ハ記也

一 壁書の子書札案ハ云存分を書て奉り所壁におて
もく強い武雜書札梅云壁書之事

壁書

安永九衛尉宗行申

備中國鴨莊之事有政祈記ハ昔者ハ
子細務申被壁書ハ件

永正六年五月日

一 遇書とい通り子般のり之武雜書札篇ハ云云と認指のり

貞丈云是八勢
奉行ヨリ出ス過
書ナリ領内ノ過
書ナリ

貞丈云コレハ公
方ノ奉行ヨリ
出ル過書ナリ

從大板至江州之相越人數百人馬荷物亦五之

上下在_レ以_レ多_ク煩_レ之_レ勤_ク過_ル也仍_レ以_レ件_レ

永正十六

五月六日

貞船

細川友春

城州

攝州

河州

私ニテハ以_レ該
折紙ニテハ調_レ

諸役所中

伊勢國下向卅人荷物之興去丁馬武延

諸國渡上下多_ク煩_レ之_レ勤_ク過_ル之_レ所_レ以_レ作_レ也

仍_レ以_レ件_レ

明應三年五月八日

